

■120年ぶりの大改正！

改正民法（債権法）セミナー

～2020年4月より中小企業の実務に与える影響と対策～

参加無料

120年ぶりとなる改正民法が、2020年4月1日に施行されます。今回の法改正は、民法のうち債権に関する定め（債権法）の見直しとなりますが、改正対象は約200項目に及び、契約書やリスク管理、業務手順等に影響が出るものと予想されます。本セミナーでは、施行前に改正点のポイントを把握していただくために、改正の概要と目的、重要改正項目、施行前の準備等について想定できる事例を交えながらわかりやすく解説致します。

【日時】 2019年11月22日（金）13：30～15：30

【場所】 京都商工会議所 7-A・B会議室

（京都市下京区四条通室町東入、※阪急線「烏丸駅」26番出口）

※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

【内容】

- ◆改正債権法の概要・目的・基本的な考え方
- ◆重要改正項目（保証人保護・売買契約・法定利率・約款・消滅時効等）
- ◆中小企業の実務に与える影響と対策、事例紹介

【講師】 プロフェクト法律事務所 弁護士 川田 拓志 氏

富士パートナーズ法律事務所 弁護士 徳安 勇佑 氏

【定員】 100名 ＊先着順・定員になり次第、締め切らせていただきます。

【申込み】 ・webサイト申込 …https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_112352.html

・FAXによる申込 …下記「申込書」にご記入のうえ、ご返信ください。

【お問合】 中小企業支援部 ビジネスサポートデスク 担当 牧田・外池 TEL 075-341-9790



FAX：075-341-9797（京都商工会議所 中小企業支援部 ビジネスサポートデスク）

改正民法（債権法）セミナー（11/22）申込書

事業者名 (フリガナ)			
氏名1		役職名1	
氏名2		役職名2	
業種	製造業 ・ 建設業 ・ 卸売業 ・ 小売業 ・ 飲食店 ・ サービス業 (いずれか)		
E-mail		TEL	

※受講証は発行しません。直接会場にお越し下さい。

※ご記入いただきました個人情報、本事業の管理・運営のため、主催者の各種連絡・情報提供に利用させて頂くほか、講師に参加者名簿(社名・役職・氏名)を提供する場合がございます。